

江東区立自転車駐車場
利用料金の見直しについて（報告）

江東区立自転車駐車場
利用料金改定府内検討委員会

令和7年9月

目 次

1 利用料金改定の経緯	P 1
2 利用料金見直しの基本方針	P 1
3 検討項目	P 2
4 検討結果	P 3
5 今後の課題	P 6

1 利用料金改定の経緯

区内50施設の区立自転車駐車場については、全ての施設において指定管理者制度により管理運営を行っており、令和6年度までは施設管理に要する費用を、利用料金収入により賄い運営されてきた。しかし、ブロック毎の施設管理の効率化及び収支の均衡を図るため実施した令和7年度からのブロック再編（5ブロックから3ブロック）に向けた指定管理者の公募において、応募事業者のないブロック（Cブロック）が発生した。

そのため、Cブロックにおいては、区から新たに指定管理料（5か年で1億500万円を上限）を支払うことを条件として、再公募により決定した。

また、利用料金については、建替えに伴う料金改定（亀戸駅東口自転車駐車場）を除き、平成16年度の指定管理者制度導入以来、利用料金の見直しを実施していない状況である。

さらに、コロナ禍による在宅勤務等、生活様式の変化に伴う利用者数の減、光熱水費をはじめとする物価高騰、特に人件費（最低賃金）の上昇等により、指定管理料を導入しているCブロックも含め、全てのブロックにおいて現行の利用料金での施設運営が厳しい状況となっている。

これらの状況を踏まえ、今後の指定管理者制度による安定的で、持続可能な施設運営を図るため、江東区立自転車駐車場利用料金改定庁内検討委員会を設置し、利用料金の見直しを検討することとした。

2 利用料金見直しの基本方針

(1) 受益者負担の原則

利用料金収入が自転車駐車場の維持管理等に要する費用を下回る場合、乖離分については、公費（税金等）が発生するCブロックでは自転車駐車場を利用しない区民にも費用負担を課すこととなる。

自転車駐車場を利用する者（以下「受益者」という。）と利用しない区民との負担の公平を図るため、施設利用に対し、応分の負担を求める受益者負担を原則として利用料金を算定する。

(2) 算定方法の透明化

受益者や区民に分かりやすく説明するため、利用料金の積算根拠を明確にし、透明性を確保する。

(3) 自転車駐車場維持管理経費削減の取組み

自転車駐車場維持管理経費を利用料金算定の基礎（原価）とすることから、効果的かつ効率的な施設運営により自転車駐車場維持管理経費を削減し、受益者が利用しやすい利用料金の設定が必要不可欠である。

(4) 見直しサイクルの明確化

社会・経済情勢の変化や自転車駐車場の利用状況、自転車駐車場維持管理経費や収支状況等について毎年度分析を行い、原則として5年毎（次期指定管理者の公募年度の前年度）に利用料金見直しの検討を実施する。

3 検討項目

(1) 原価計算

現行の利用料金は他自治体の料金を参考に設定しているが、受益者負担の原則を踏まえ算定方法を見直すこととする。自転車駐車場維持管理経費のうち、公費負担分（土地賃借料及び負担金）を除いた金額を自転車定期利用の年間利用台数で除して、自転車1台あたりの原価を算定する。

なお、自転車駐車場維持管理経費については、車種毎の経費及び利用区分毎の経費を分けて算出することが難しいことから、自転車駐車場全体の維持管理に係る経費を総収容可能台数に占める自転車の定期利用収容可能台数割合で按分して算出する（対象経費は下表のとおり）。

経費区分	内 容
指定管理経費	人件費、光熱水費、保守修繕費等の指定管理者が負担する経費
減価償却費	年数の経過による減少していく固定資産の価値を金額で示したもの。定額法により、施設の取得金額を耐用年数で年度ごとに配分した費用
維持補修費・修繕料	区が実施した施設・設備の補修・修繕に要する経費
土地賃借料	自転車駐車場の地権者（都、鉄道事業者）へ区が支払う土地使用料
負担金	自転車駐車場の運営に要する経費のうち、基本協定書等で区が負担することを取り交わしている経費（分担金）

(2) 社会・経済情勢

消費者物価指数や最低賃金等により、社会・経済情勢の変化を検証する。

(3) 利用料金改定に伴う収支シミュレーション

過去の収支実績に基づき令和7～11年度の収支を試算する。

(4) 他区の状況

他区の自転車駐車場利用料金に係る現況を確認する。

(5) 学生割引の明文化

条例施行規則において、定期利用における利用料金の減免対象者は列挙されているが、学生については、条例施行規則での規定がなく、指定管理者の運用の中で料金が定められている。今回の利用料金改定に合わせて、学生の経済的負担の軽減を目的に学生割引を明文化する。

4 検討結果

- 利用料金見直しの基本方針に基づき、決算実績に基づく原価計算、社会・経済情勢、各指定管理者の収支シミュレーション、他区との比較等、多角的に検討した結果、条例上限額について20%の引き上げを実施する。
- 学生割引については、定期利用料金の3割減額とする。

(1) 原価計算

自転車定期利用の算定原価は「2,407円」となり、現行の条例上限額（2,000円）を上回る原価となったため、条例改正を伴う利用料金の改定が必要である。なお、定期利用の金額に係る端数処理について、50円未満切り捨てとするため、条例上限額は「2,400円」とする。

また、現行の条例上限額における定期利用と1日利用及び時間利用の料金設定割合を踏まえ、1日利用料金は「150円」から「180円」、時間利用は「300円」から「360円」とする。なお、1日利用及び時間利用の金額に係る端数処理は、10円未満切り捨てとする。

自転車の原価算定結果に基づき、現行の条例上限額における定期利用と1日利用及び時間利用の料金設定割合を踏まえ、原動機付自転車及び自動二輪車の利用料金についても同率で改定する。

※ 1日利用とは「日付単位」で利用料金が掛かるもの、時間利用とは「24時間単位」で利用料金が掛かるもの。

(2) 社会・経済情勢

ア 消費者物価指数

東京都区部における消費者物価指数の推移は、下表のとおりである。

令和2年平均の消費者物価指数を100.0とすると、6年平均は107.9となった。ロシアのウクライナ侵攻等に伴う原油価格・原材料費の高騰を背景に令和4年以降は上昇傾向が続いている。

【総合指数の推移】

令和2年を 100とする	2年平均	3年平均	4年平均	5年平均	6年平均
	100.0	99.8	102.2	105.4	107.9

R7.1月	R7.2月	R7.3月	R7.4月	R7.5月	R7.6月	R7.7月
110.2	109.7	110.2	110.7	111.1	110.8	111.0

イ 最低賃金

東京都における最低賃金の推移は、下表のとおりである。また、令和7年8月に行われた、厚生労働省の中央最低賃金審議会では、令和7年の最低賃金の目安を全国の加重平均で時間額1,118円にすることで決着し、現在の1,055円から63円の引き上げとなり、過去最大の増加幅となる。最低賃金は「2020年代に全国平均1,500円」とする政府の目標を鑑みても、今後も上昇していくことが予想される。

令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1,013	1,013	1,041	1,072	1,113	1,163

(3) 利用料金改定に伴う収支シミュレーション

直近の自転車駐車場収支実績の平均に、年度間の増減率等を乗じて、令和7年度から令和11年度までの簡易な収支シミュレーションを実施したところ、現行の料金設定ルールを基に全ブロックの収支が黒字化するためには、10%～20%の改定が必要である。

ア 令和2～6年度収支実績に基づく試算

☞ 20%の改定が必要

イ 令和5～6年度収支実績に基づく試算

☞ 10%の改定が必要

(4) 他区の状況

多くの区で料金改定を実施しており、現行の条例の範囲内で料金改定する区（7区）がある一方、条例改正をして上限額を変更している区（8区）もあり、料金改定は喫緊の課題であることが伺える。

区名	条例上限額（自転車・定期利用）	料金改定実施状況
中央区	1,500円／月 (区民以外2,000円／月)	×
港区	1,800円／月	×
江戸川区	1,880円／月	○(条例改正有)
大田区	2,000円／月	○(条例改正無)
江東区	2,000円／月	×

文京区	2,000円／月	○ (条例改正有)
世田谷区	2,000円／月 ※R7.10月～3,000円／月（予定）	○ (条例改正有)
墨田区	2,000円／月 (区民以外 2,500円／月)	○ (条例改正有)
荒川区	2,000円／月 (区民以外 3,000円／月)	○ (条例改正無)
台東区	2,000円／月 (区民以外 3,000円／月)	○ (条例改正無)
足立区	2,100円／月	○ (条例改正無)
北区	2,160円／月 (区民以外 3,240円／月)	○ (条例改正有)
板橋区	2,200円／月 (区民以外 2,800円／月)	○ (条例改正有)
中野区	2,500円／月	○ (条例改正有)
練馬区	2,500円／月	○ (条例改正有)
品川区	2,500円／月	○ (条例改正有)
豊島区	区民 2,500円／月 (区民以外 3,000円／月)	×
杉並区	2,600円／月	○ (条例改正有)
葛飾区	3,000円／月	×
目黒区	3,000円／月	○ (条例改正有)
千代田区	6,000円／年	×
新宿区	—	—
渋谷区	—	—

※並び順は条例上限額（区民以外を除く）で昇順としている。

■：指定管理者制度、■：指定管理者＋業務委託（直営）

(5) 学生割引の明文化

現行の指定管理者の運用実績を踏まえ、3割減額とする。なお、端数処理については百円未満切り捨てとする。

5 今後の課題

(1) 施設特性や区民以外の利用料金の導入

現行の利用料金においても、駅からの距離や屋根の有無、階層等により複数の料金を設定しているが、より透明性を確保するため、立地環境の格差（駅からの距離）や施設形態の格差（屋根の有無、階層別（1階・上階・地階）、駐輪方式（機械式・自走式））等の特性から算出した利便性係数を用いて、自転車駐車場の利用料金設定に係る区としての基準の策定を検討する。

また、原価計算において、一部経費を区の負担としたことから、区民以外の利用料金の設定についても検討する。

(2) 地下鉄8号線延伸に伴う中間新駅自転車駐車場の整備等による影響

地下鉄8号線延伸に伴う中間新駅自転車駐車場の新設に係る整備費用は非常に高額となることが予測される。また、既存施設のうち、地下施設や地上建築物は老朽化に伴う大規模改修の必要性が高まっている。

今後の利用料金の見直しに当たっては、今回から導入した原価計算方式を基準としつつも、自転車駐車場の新規整備及び大規模改修に伴う減価償却費の大幅な増額に対しては、利用者の過大な負担増とならないように、公費負担のあり方や緩和策について検討する。